



放課後安心プラン 【ご請求に関するの留意点】

公益社団法人全国子ども会連合会

手術とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

1. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。
ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。
 - ① 創傷処理
 - ② 皮膚切開術
 - ③ デブリードマン
 - ④ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ⑤ 抜歯手術
2. 先進医療に該当する診療行為
 - ① 歯科診療報酬点数表に手術料の選定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の選定対象として列挙されている診療行為を含みます。
 - ② 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。
 - ③ 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

通院医療共済金の補償対象となるギプス等により骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分
三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
3. 肋骨または胸骨
体幹部を固定した場合に限りします。
4. 顎骨または顎関節
三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

医師の指示によるギプス等

1. ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。
2. 頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。